

# Westlaw Japan 導入事例：NEC

日本電気株式会社 (NEC) 法務部マネージャー 法務部主任  
龍田 省氏 菅江 美佐子氏

インタビューは2011年に取材したものです。組織、所属、役職名等は取材当時のものです。



## Westlaw Japanの操作説明会を有効活用し、効率化を追求

—NECにおける法務部の位置づけを教えてください。

**龍田** 当社の法務部は「コーポレート法務G(グループ)」と、3つの「取引法務G」に分かれ、全体で約50人が在籍しています。

「コーポレート法務G」では、会社法や金融商品取引法などをベースに、株主総会、取締役会、社内規程、株式業務、適時開示、商業登記などを担当しています。

また、「取引法務G」は、担当する事業部門別に3つに分かれており、関連する取引法や競争法などをベースに、国内外の企業などとの協業、開発、ライセンスなどの取引に関する契約や、訴訟などの紛争にからむ法務サポートを担当しています。

当部では、これらの法務サポートを、トップマネジメント、各事業部門およびスタッフ部門に対して提供しています。

また、当社の場合には、特許権、意匠権、商標権など、いわゆる産業財産権の出願・登録、紛争、ライセンスなどを専門的に担当する部門もあり、必要に応じて同部と連携して対応を行っています。

私の場合、入社時に法務部に配属され、以来、ほぼ法務部一筋です。菅江もそうですが、部内はやはり法務経験の長い者がほとんどです。

—法情報DBはどう活用していますか？

**菅江** 取引法務Gでは、担当事業でなにかトラブルが生じそうになったときに使います。似た案件が過去どのように解釈され、裁判でどう決着したのか、法令・判例DBを有効活用しています。部内には、ワーキンググループ(WG)も設けられ、法律についてや学問的な観点から研究もしていますが、そこでも判例を検索します。会社法や倒産法、労働法、競争法などの勉強会もあります。



## キーワード工夫で 正確性アップ

—WLJを使っでの印象はいかがですか？

**龍田** 従来使用していたDBは判例だけでした。WLJは法令DBまでセットになっているので、判例から、リンクで法令条文に飛べて便利です。『判例タイムズ』の記事をPDFで読める点もいいですね。

**菅江** ちょうどWGで倒産法に関する判例を調べていて、高裁で差し戻された後、どうなったのかわからなかったのですが、WLJを使って「ああ、上告受理申立をしたか」とすぐわかったことがありました。判例の「現時点のステータス」がわかるのは便利です。またWestlaw Japanのコンサルタントに操作説明会を開いていただき、思いつきもしなかった方法やテクニックを教えてくださいました。キーワードの入れ方の工夫ひとつで、検索の正確性が飛躍的に高まるのを実感し感動しました。



—どのような人材が集まっているのでしょうか？

**龍田** この分野の経験が長い人が多いですね。

Proサーチ(近傍検索)：フリーワード検索における検索結果の絞り込み方法  
二つ以上のキーワードの語間・語順を指定することにより、より精度をあげた検索が可能、関連性の高い情報を入手することができます。  
【例】「業務委託契約」「解除」の検索語間が25文字以内で、語順に従う。  
(同一センテンスの中に入力したキーワードがあるという想定)

# Westlaw Japan 導入事例：NEC

日本電気株式会社 (NEC) 法務部マネージャー 法務部主任  
龍田 省氏 菅江 美佐子氏

インタビューは2011年に取材したものです。組織、所属、役職名等は取材当時のものです。



龍田 私の場合、法令検索で最初、検索結果がたくさん出てくるので、どれを選んでいいのか迷いましたが、説明会で「目次」の出し方、「法改正履歴」や「新旧対照表」の読み方などを教えてもらい、活用できそうです。以前のDBを約10年使い、正直DBには効率性を求めていませんでしたし、「他社サービスも似たり寄ったりだろう」という思い込みがありました。WLJは、活用すればするほど、色々効率化がはかれそうです。今後も定期的にWestlaw Japanのコンサルタントの方に説明会を開いていただければ、活用範囲も更に広がりそうです。

—WLJになにかご要望はありますか？

龍田 WLJを選んだ理由のひとつは、判例の情報量の多さです。情報量が豊富な反面、パッとすばやく知りたいときには、インターネットの検索エンジンを使ってしまふことがあります。しいていえば、本格的にはではなく、ちょっと調べたいときに使える簡易検索モードのようなものがあればよいかと思えます。



改正前	改正後
<b>本則-</b>	
施行日：平成23年 3月31日	
<b>第五節 会計参与</b> (会計参与報告の内容) 第百二条 法第三百七十四条第一項の規定により作成すべき会計参与報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。 一 会計参与が職務を行うにつき会計参与設置会社と同意した事項のうち主なもの 二 計算関係書類のうち、取締役又は執行役と会計参与が共同して作成したものの種類 三 計算関係書類の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算関係書類の作成のための基本となる事項であって、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。) イ 資産の評価基準及び評価方法 ロ 固定資産の減価償却の方法 ハ 引当金の計上基準 ニ 収益及び費用の計上基準	<b>第五節 会計参与</b> (会計参与報告の内容) 第百二条 法第三百七十四条第一項の規定により作成すべき会計参与報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。 一 会計参与が職務を行うにつき会計参与設置会社と同意した事項のうち主なもの 二 計算関係書類のうち、取締役又は執行役と会計参与が共同して作成したものの種類 三 会計方針(会社計算規則第二条第三項第五十八号に規定する会計方針をいう。)に関する次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。) イ 資産の評価基準及び評価方法 ロ 固定資産の減価償却の方法 ハ 引当金の計上基準 ニ 収益及び費用の計上基準 ホ その他計算関係書類の作成のための基本となる重要な

新旧対照表：将来的に改正予定のある法令について、当該改正内容を確認することができます。

【例】会社法施行規則

## 法とテクノロジーの 橋渡し役

—変化が激しく、紛争も多いIT業界ですが、法務部は現在どのように対応を？

龍田 IT分野は新しい紛争が多いので、過去判例が役に立つとは限りません。いったんトラブルになると弁護士にお願いすることがやはり多く、法務部はトラブルになる前、予防法務の段階での対応を重視し、紛争になる前の予防としてWLJを有効活用しています。また、アラート機能をお知らせ機能として、判例法令両方の面から活用することも考えています。

IT業界は変化が早く、技術も専門的なので、法律の専門家に対して、「通訳」になることも法務部の役割です。専門委員制度が発足したとはいえ、裁判官にどうわかりやすく訴えかけるかは重要な

ポイントです。そのためにはまず、弁護士に、技術や事業内容について十分納得してもらわなければなりません。

—今後の法務部像についてお聞かせください。

龍田 現在は一般的に、法務への社内外の期待が高まっています。以前よりはるかにしっかりコンプライアンスを押さえつつ、営業活動を推進し業績を上げるよう、求められています。グループ会社を含め、いかに法務機能を連携させて、本社に集約し効率を高めるかが課題です。

菅江 グループ全体への確かな法務サポートを行うに際しても、法情報DBによって得られる情報を有効に活用できると思います。

インタビューは2011年に取材したものです。組織、所属、役職名等は取材当時のものです。